

名古屋市地域生活支援拠点事業所開設事業者の選定結果について

本市では、令和7年度及び令和8年度整備予定の地域生活支援拠点事業所の開設事業者について、本年6月から8月にかけて公募を行ってまいりましたが、名古屋市地域生活支援拠点事業所開設等事業者評価委員における評価結果を元に、下記のとおり開設事業者を選定しましたのでお知らせいたします。

記

1 開設協議者及び選定結果

開設協議者名	選定結果
社会福祉法人大幸福社会	令和8年度開設事業者とする(※)

(※)：令和7年度の本市予算成立及び施設整備費補助金に係る国庫内示を前提とします。

2 評価委員への意見聴取日時

令和6年9月12日(木) 午後2時00分～午後4時00分

3 評価委員

(五十音順)

委員名	役職等
王子田 剛	愛知県精神障がい者福祉協会 会長
加藤 義人	岐阜大学工学部 客員教授
手嶋 雅史	椙山女学園大学人間関係学部 教授

4 評価方法

- (1) 開設協議者が、提出書類をもとにプレゼンテーションを行い、引き続き評価委員との質疑応答を行った。
- (2) 提出書類・プレゼンテーション・質疑応答をもとに、各評価委員は開設協議者の評価を行った。

5 開設協議者の評価

別添のとおり

名古屋市地域生活支援拠点事業所開設事業者にかかる事業者別評点

評価項目		開設協議事業者
大項目	小項目	社会福祉法人大幸福社会
事業計画書に沿った運営を安定して行う基盤を有していること (10点×3)	社会福祉事業運営の実績及び地域生活支援拠点事業所の運営能力があること (10点×3)	2 6
事業目的を効果的に達成すること (80点×3)	事業の設置目的を理解し、明確な運営方針を持っていること (5点×3)	1 2
	人材確保・定着の提案が適切であること (10点×3)	2 2
	緊急時の受入についての効果的な事業計画がなされていること (20点×3)	3 9
	地域生活体験の取り組みについて効果的な事業計画がなされていること (20点×3)	4 0
	地域との効果的な連携が計画されていること (5点×3)	8
	施設や設備が適切であること (10点×3)	2 0
	苦情解決等の体制が適切であること (5点×3)	1 2
	資金計画が妥当であるか (5点×3)	1 1
事業実施主体としての総合的な評価等 (10点×3)		2 0
計 (100点×3)		2 1 0